

## つくばみらい市

## 議会だより

第31号

平成26年2月1日  
発行

板橋不動尊の初詣風景

平成25年第4回定例会を  
開催しました。

## 主な内容

平成25年第4回定例会(11・12月)

◎平成25年第4回定例会は、11月27日から12月10日までの14日間の会期で開催しました。

◎第4回定例会では、平成25年度各会計補正予算6件、条例の制定や一部改正など計14案件が提出されました。議案は、各常任委員会に付託され、慎重な審議を行いました。



|       |     |   |   |
|-------|-----|---|---|
| 議案の概要 | も   | く | じ |
| 一般質問  |     |   |   |
|       | P 2 |   |   |
|       | P 4 |   |   |

発行：つくばみらい市議会／編集：議会広報特別委員会

〒300-2492 つくばみらい市加藤 237 番地 TEL 0297-58-2111 (代表) FAX 0297-20-5760  
URL <http://www.city.tsukubamirai.lg.jp> Eメール [gikai01@city.tsukubamirai.lg.jp](mailto:gikai01@city.tsukubamirai.lg.jp)

会期・日程

●第4回定例会●

11月27日(水) 本会議

開会、会期の決定

継続審査の請願の委員長報告、

質疑、討論、採決

議案の上程及び説明

29日(金) 本会議

市長報告、一般質問

12月2日(月) 本会議

一般質問

議案に対する質疑

専決事項の承認

議案の委員会付託

3日(火) 常任委員会

総務常任委員会

4日(水) 常任委員会

教育民生常任委員会

5日(木) 常任委員会

経済常任委員会

10日(火) 本会議

市長報告

委員長報告、質疑、討論、採決

追加議案の上程及び説明、質疑、

討論、採決

閉会中の継続審査・調査、

閉会



平成25年(11・12月) 第4回定例会 議決一覧表

| 議案番号   | 議案名                        | 議案の概要                                                                                          | 結果   |
|--------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 報告第10号 | 専決処分の報告について(第4号)           | 公用車車両事故による損害賠償の額を定めたことについて、報告するものです。                                                           | 報告   |
| 承認第6号  | 専決処分の承認を求めることについて(第6号)     | 平成25年度つくばみらい市一般会計補正予算(第4号)について、専決処分をしたので承認を求めるものです。                                            | 承認   |
| 議案第73号 | つくばみらい市税条例の一部を改正する条例       | 地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、株式等譲渡所得に係る市民税の課税特例の見直し等所要の改正をするため、条例の一部を改正するものです。 | 原案可決 |
| 議案第74号 | つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | 地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、文言の整理等所要の改正をするため、条例の一部を改正するものです。                  |      |
| 議案第75号 | つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例    | 地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、介護保険料に係る延滞金の利率を地方税に合わせて引き下げるため、条例の一部を改正するものです。                       |      |
| 議案第76号 | つくばみらい市下水道条例等の一部を改正する条例    | 消費税率及び地方消費税率引上げに伴い、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、コミュニティ・プラント使用料、水道事業分担金及び水道料金を改正するため、条例の一部を改正するものです。  |      |



| 議案番号     | 議 案 名                                  | 議 案 の 概 要                                                                                                          | 結 果  |
|----------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 議案第 77 号 | つくばみらい市安全な飲料水の確保に関する条例                 | 茨城県からの権限移譲に伴い、水道法等の規制対象とならない小規模水道等や飲用井戸等の管理の適正化を図り、安全な飲料水及び市民の健康で快適な生活環境を確保するため、条例を制定するものです。                       | 原案可決 |
| 議案第 78 号 | つくばみらい市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例          | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会教育法の一部が改正され、これまで法律で定めていた社会教育委員の委嘱基準を条例で定めることとなったため、条例の一部を改正するものです。 |      |
| 議案第 79 号 | 平成 25 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 5 号）         | 歳入歳出それぞれ 1 億 3,781 万 5 千円を追加し、予算の総額を 180 億 7,645 万 3 千円とするものです。                                                    |      |
| 議案第 80 号 | 平成 25 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）   | 歳入歳出それぞれ 1 億 752 万 4 千円を追加し、予算の総額を 53 億 5,104 万 4 千円とするものです。                                                       |      |
| 議案第 81 号 | 平成 25 年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）     | 歳入歳出それぞれ 509 万円を追加し、予算の総額を 27 億 4,856 万 4 千円とするものです。                                                               |      |
| 議案第 82 号 | 平成 25 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）  | 歳入歳出それぞれ 2,437 万 4 千円を追加し、予算の総額を 12 億 2,029 万 4 千円とするものです。                                                         |      |
| 議案第 83 号 | 平成 25 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号） | 地方自治法第 214 条の規定により、債務負担行為として期間及び限度額を設定するものです。                                                                      |      |
| 議案第 84 号 | 平成 25 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 6 号）         | 歳入歳出それぞれ 90 万円を追加し、予算の総額を 180 億 7,735 万 3 千円とするものです。                                                               |      |

| 番 号       | 請 願 ・ 陳 情 名                          | 結 果              |
|-----------|--------------------------------------|------------------|
| 請 願 第 2 号 | (仮称) 陽光台小学校における開校前 試験運用実施を求める請願      | 不 採 択            |
| 請 願 第 3 号 | 救命器具 A E D (自動体外式除細動器) 設置場所の拡大を求める請願 | 継続審査             |
| 陳 情 第 5 号 | 教育予算の拡充を求める陳情                        | 全議員及び執行部に配布しました。 |
| 陳 情 第 6 号 | 地球社会建設決議に関する陳情書                      |                  |



聴き

知しりりたいたい

きたきたいたい  
定例市議会における  
一般質問の要旨を掲載します。

市政  
一般質問

(要旨)

質問は、議員本人が概ね300字を目安に要約しています。

## 敬老祝金について

海老原 弘 議員

●海老原議員 敬老祝金については、9月に77歳、88歳、99歳の方にそれぞれ7千円、1万円、1万5千円が支給されている。支給される基準日が当該年度の4月1日を基準とし、4月1日現在1年以上住民基本台帳に記載されている方が適用

されるということである。この様な制度は、市民に公平が大原則ではないかと考えるが、基準日は誰にでも公平な誕生日がベストと考える。発想を変え、長寿のお祝いで77歳が喜寿、88歳が米寿、99歳が白寿とすれば、誕生日で何の問題もないと考える。

支給方法については、民生委員が配布しているが、地区によっては該当する方が多く、負担が大変なのではないか。●市長 市敬老事業については、敬老の意を表し、併せて高齢者の福祉を増進するため、褒状及び敬老祝い金を支給している。敬老祝い金については、平成24年の事業仕分けでは、不要凍結という

結果であった。しかし、民生委員へのアンケート調査では、多くの方が、金額は多少減っても継続という意見であった。検討した結果、25年度についても市敬老祝金支給条例に基づき実施をしている。

その基準日や支給開始日等については、敬老の日を念頭に置き、国や県の長寿をたたえる事業の基準日と同様の扱いで実施をしている。

市としても、祝い金の性格上、国民が長寿を祝福する敬老の日の属する月の9月1日を支給開始日として、支給することに合理性があると判断している。

●保健福祉部長 市条例では、支給対象は当該年

度の4月1日現在、本市の住民基本台帳に1年以上記録され、当該年度中に77歳、88歳、99歳以上の誕生日を迎える方として

25年度の支給対象者は621人。77歳が416人、88歳が170人、99歳が12人、100歳が10人、101歳以上が13人である。

本市では、本人の健康状態や安否の確認の意味も含め、直接訪問しお祝いをしている。

77歳、88歳、99歳の方は地区の民生委員が、101歳以上の方は市職員が訪問している。100歳の方については、国・県の褒状等と併せ、市長が訪問しお祝いしている。

訪問し直接渡すことに意義があると考えているので、民生委員の協力を



## 本市における子育て支援政策について

直井 高宏 議員

●直井議員 少子高齢化を迎えた中で、つくばみらい市がますますの発展をするためには、生産年齢人口である若い人たちの転入、このことによる自主財源の増大とまちの活性化が、間違いなく必要であると判断することは容易にできると思う。

得ながら、できるだけ直接手渡ししていきたい。(掲載以外の質問事項) ☆浦安市との災害協定について ☆ワープステーション江戸周辺の開発について



現在、8カ所で放課後児童クラブを運営



そのために、市長も今定例会の冒頭で言っていた子育て支援の積極策、その中で、現在、本市で実施している子育て支援策、検討している子育て支援策、今後必要と思われる子育て支援策の内容と、憲法第14条の規定にある法の下の平等に関連した非嫡出子の相続権の見直し判決を受けて、「みなし寡婦（夫）制度」についてどのように考えているか答弁を願いたい。

●市長 子育て支援策として、不定期な就労や介護などで保育が必要な方のための一時保育の実施、併せて家庭内保育の支援として子育て支援室を設置、また土曜日就労の方の支援として土曜日の一日保育を実施するなど、子育て環境の充実に努めてきた。  
加えて保育料の減免措置や小児医療福祉費助成の拡大、さらに待機児童対策として民間保育所と認定こども園の誘致を進め、平成25年4月に1園が開園し、26年4月には3園が開園する見込みである。  
現在検討中の支援策としては、心身の発達にばらつきがある未就学児童、その保護者を対象とした療育支援事業が、発達に大きな効果をもたらしていることから、就学後も、継続かつ一貫した支援体制が図れるような方策を検討している。また、病後児保育も促進して参りたい。  
さらに、子育て世代の

多様なニーズに的確に対応した総合的・体系的な支援策を実施していくため、26年度に子ども・子育て支援計画を策定し、質の高い事業を一層積極的に推進して参りたい。  
最後に、みなし寡婦制度については、今後、調査研究していきたい。  
●保健福祉部長 その他子育て支援策として、放課後児童クラブを現在8カ所運営し、27年4月開校予定の（仮称）陽光台小学校敷地内にも開設の準備を進めている。  
また、「ふれあいセンター」を改修し、本市初の児童館の26年4月開館準備と、26年秋に開館予定のみらい平コミュニティセンター内に児童館の整備を進めている。  
児童福祉部門では、3人乗り自転車貸し出し事業、子育て短期支援事業などを実施している。  
母子保健の部門では、身体の異常や精神発達面のおくれ等の早期発見・療育に努め、育児不安の

緩和を図る乳幼児健診、臨床心理士や言語聴覚士による発達相談など、子育て支援を推進している。  
（掲載以外の質問事項）  
☆市内地域人口の変化に対応した学校計画について

## 東京五輪開催に向けて

鐘ヶ江 礼生奈 議員

●鐘ヶ江議員 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催が決定した。  
7年後に向けて本市が出来る事は何か。例えば、五輪経験選手との交流で子供たちに夢や希望を与えたり、五輪種目に限らず各大会で活躍する実力

ある選手に対しての支援の充実や、障がい者と健常者が一緒に楽しめるユニバーサルスポーツで、障がい者スポーツの認知度を上げるなどのスポーツ振興がある。  
また、外国人観光客増加が予想されるので、東京Ⅱ江戸の発想で、本市観光資源であるワークショップ、日本文化で「おもてなし」をするなどの観光振興が考えられるが、7年後の東京五輪開催に向けた本市の取り組みについて伺いたい。  
●市長 2020年のオリンピック・パラリンピックの開催が東京に決定し、来場者は延べ1千万人との予測もある。  
都心から40キロ圏内にある本市にとっても、ビッグチャンスになり得るものであり、市の魅力を高め、PRしていくことが、非常に重要なポイントだと思っている。  
市の強みの一つである都心からのアクセス性の良さを、さらに向上させ



るため、つくばエクスプレスの東京駅延伸、みらい平駅への快速列車の停車を、国や首都圏新都市鉄道株式会社等に強く要望している。利便性の向上により、市民に満足いただけるほか、来訪者の増加も期待でき、市の魅力を肌で感じていただけるものと思っている。

また、情報発信力の向上として、今年、観光大使5名の任命を行い、さまざまなイベントで活躍をいただいている。さらに地域特産品のブランド化を進めるなど、地域力の向上を図ることで、地域の活性化と発展につなげ、本市の魅力を国内外の方にアピールしたい。

これを契機に、子供たちにはスポーツの楽しさ、すばらしさを体験してもらおう事業をさらに拡充し、スポーツに親しみ、健康な体と心を育んでもらいたいと考えている。

7年後の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、本市のPR事業やスポーツを通じた

交流事業等を強化していきたい。

(掲載以外の質問事項)

☆公職選挙の投票率向上について

## 医療・保健施策について

坂 洋 議員

ことが、国保の事業を安定させることに直結し、一番大事で重要な国保の事業の施策になるということになる。

特に医療費負担の大きい高齢者の健康づくりに最大の関心を払うべきと思うが、この点について市はどのように考えているのか。

また、ジェネリック医薬品の普及の状況・国保税の収納体制・滞納世帯への取り組みについても伺いたい。

●市長 病気になる元気がない高齢者の健康づくりについては、65歳以上の高齢者が運動機能の維持向上、閉じこもり予防、仲間づくりを通して健康で元気に生活が送れるよう、さまざまな事業を実施している。

今後実施策を充実させ、より多くの元気な高齢者が生き生きと過ごせるとともに、高齢者ばかりでなく全ての市民が、健康で明るく元気に生活できるよう、健康づくり推進に取り組んで参りたい。

●保健福祉部長 高齢者の健康づくりと疾病予防対策の推進は、社会保障制度の根幹である国民皆保険制度を持続可能なものとして維持するため、医療費の増加を抑制させるのに大変重要な施策である。

その医療費削減のためジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用促進は、保険事業の安定化にもつながる有効な方策であると考えている。

同医薬品の使用率は、平成25年4月現在、本市は27・63%、県平均26・77%を若干上回っている。本市の取り組みとしては、同医薬品希望カードを作成し、被保険者証の更新時に郵送、また窓口で発行ポスターを掲示するなど周知啓発に努めている。

さらに自己負担軽減額を通知する差額通知の検討も進めている。

次に、国保税の収納については、25年4月の機構改革により、収納課を設置し、徴収部門の体制

医療費削減のため作成したジェネリック医薬品希望カード



強化を行っている。

国保税の滞納世帯へは、法令等に基づき、通常より有効期間の短い短期被保険者証や資格証明書を交付し、納税相談等を実施している。

本市の国保税の徴収率は、差し押さえ等の強化、執行停止処分などを重点的に実施したことにより、現年度・滞納繰越分ともに上昇し、24年度は現年度分で県内第4位、滞納繰越分で第1位の徴収率となっている。

今後は、現年度分の滞納整理を重点的に進め、一層の財源確保、徴収率向上に努めたい。



## 交通弱者への足の確保について

染谷 礼子 議員

マンドタクシーの役割と効果は、コミュニティバスを利用したいが、自分の足でバス停まで行かない人を救済することでもある。特に病気で通院をする場合に効果的であると考える。

県内には料金設定を変えて、病院など市外への利用を実施している自治体もある。本市でも病院については、市外へ利用できるようにしてはどうか。

●市長 今回、市民アンケートや聞き取り調査を実施し、コミュニティバスの利用実績、財政負担などを考慮した結果、平成26年4月よりデマンド乗合タクシーを新たに導入し、コミュニティバスと組み合わせた新しい地域公共交通体系を構築した。

デマンド乗合タクシーは事前に利用者登録を行い、予約によりドア・ツー・ドアで目的の地まで移動ができる。運行範囲は市内のみとなるが、非常に利便性の高い地域公

共交通になるものと期待している。

愛称は「みらいくん」と決定したので、市民の皆さんに親しんで利用していただきたい。

●市長公室長 既存のコミュニティバスは、今までの利用状況を考慮した上で、ルート、ダイヤを見直し、さらなる利便性の向上に取り組み、利用率の高い地域を中心に運行する。運賃体系は、大人2000円、小人1000円、通学利用の小人料金は50円。また、障がい者1000円、障がい者の介助者は無料の運賃設定とする。

新たに導入するデマンド乗合タクシーは、日常の移動に不便をきたしている方々などの利便性の向上を図ることを目的に、複数人の乗り合わせ運行を基本とし予約者宅を回り、それぞれの目的地に向かうこととなる。

これを2台の車両で、運行する準備を進めている。運賃は大人500円、小人2000円、障

がい者2000円、障がい者の介助者は無料の運賃設定となる。

市外利用については、運行時間、タクシー事業者の経営に影響を及ぼす懸念などから、市内に限定し当初運行するが、利用者の要望や利用状況などの調査分析を行い、市外運行という場合には、タクシー事業者側の協力が必須となることから、協議をしたいと考えている。(掲載以外の質問事項)

☆学校における緊急時の対応について



利便性の向上を図る地域公共交通(写真はコミュニティバス)

## 防災無線について

今川 英明 議員

●今川議員 防災無線は合併特例債事業で旧伊奈・谷和原が統一され、市の防災行政用無線局管理規程に基づき防災無線が運用されている。

その中で適切な運用を図るため、決められた事項の通り行われている。第1から5までの項目規定の中で、行政事務及び各種行事、市民の協理理解を得るため、また、その他総括管理者が必要と認める事項とある。オレオレ詐欺、選挙事務、交通安全に関わる事項、そして市民の安心安全に寄与する方法として有効に



運用すべきと思う。

市長が、選挙公約で述べた市民感覚と民間の発想とはそういう事だと思ふ。細かい事にも気遣いをして、市民の幸福度を上げていく事であろう。今後はいろんな面で協力理解を得ながら、つくばみらい市の名に恥じない行政を願いたい。

●市長 市防災行政無線は、市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置しているもので、放送内容等は限定的なものにならざるを得ない。災害や防災の放送は市民の関心が高いものであるが、運用範囲を拡大し様々な放送をした場合、大切な放送を聞き逃してしまうおそれや情報提供が頻繁になること、騒音被害の懸念も考えられるため、内容を十分に精査し運用に当たっている。

●総務部長 市防災行政無線は、電波法、関係法令及び市防災の行政用無線局管理運用規程に基

づき管理し、運用細則により運用が定められている。

放送の種類は、定時放送と緊急放送がある。定時放送は、一般放送及びミュージックチャイム放送で、緊急放送は、災害時または災害のおそれのあるときに必要な情報を伝達する。

放送事項は、地震、火災、台風等の非常事態に関する事項・人命その他特に緊急重要な事項・公害注意報及び警戒報・行政事務及び各種行事等、市民の協力、理解を得るもの・その他電波法に定める範囲において総括管理者が必要と認める事項となっている。現在は、災害や防災の重要な情報のみに限定し放送している。

本来、有事や大規模災害のためのシステムであり、緊急性、重大性、公益性の低い内容の放送音は、騒音問題という事例も一方ではある。

●安心安全課長 市要綱には、各種行事、行政事

務、市民の協力や理解を得るものということになっており、警察からの依頼については、色々な判断によりできるものと判断し、放送を行っていない。

選挙は有権者個人が判断し投票するものであり、市民の協力や理解を得るものではないということに制限している。

また、商工会については、行政機関ではないので、行政事務には当たらないため、各市町村でも団体からの要請放送等は行っていない状況である。(掲載以外の質問事項)

☆都市計画税について  
☆太陽光発電について



災害・防災等の重要情報を伝える防災行政無線

## 公共施設使用料徴収状況について

中島 五郎 議員

高齢者づくりに努める。」と応えている。

●市長 今回の料金徴収によってお年寄りの閉じこもりが増えてしまつては、閉じこもり支援事業に反することになる。そのようなことにならないように見直すべき点は見直し、市民が積極的に施設を利用できるように努めていただきたい。

●市長 使用料については、平成25年7月から各施設で負担いただいている。初めての制度導入であることから、1年間は半額負担とし、制度の周知と理解に努めているところである。

導入は本市の行財政改革の一環として、施設を利用する方、しない方の税負担の不公平を是正する目的でもある。市使用料等適正化検討委員会において、外部の有識者を含め会議を重ね、パブリックコメントを経て施行に至つたものである。

新たに徴収されたということで、市長への手紙等にも何件かの意見をい

●中島議員 施設使用料金の徴収についてはその基準を明確にし、いやしくも公平性に欠けることのないように求めてきた。しかしながら一部市民から「不公平と思われるものがある。」との声が聞こえてくる。その事実はあるのか。

また、坂議員の高齢者の医療対策の質問に対し「市民の健康づくりと病気の予防が国保事業に効果がある。だから健康増進、閉じこもり予防支援事業を展開し、元氣な





ただいている。高齢者の健康維持等で使用している方々からは、減額、免除の取り扱い要望などが大半である。また、徴収への反対ではなく、負担や施設整備の充実などの意見もある。

市では、利用しやすい施設運営に努めるとともに、さらに消費税の値上げもあり、今後、減額や免除を含めさらに検討して参りたい。

●**総務部長** 各施設の利用状況等については、施設によって利用者や団体の利用増減がまちまちという状況であり、一概に大幅な変化が認められない。

今後、利用データの蓄積の結果を注視していきたい。

●**財政課長** この制度開始から1年間は、激変緩和措置として全て半額の使用料としている。高齢者や障がい者、その他の方々については免除規定があり、これも半額になるが、1年間の激変緩和措置と両方合わせての適

用とはならない。

平成26年7月以降については、減額、免除等に考えていく方向である。

(掲載以外の質問事項)  
☆みらい平行政区の設立について



## 防災ラジオの導入を

川上 文子 議員

●**川上議員** 10月26日「市長と未来を語る会」のいずれの会場でも、防

災無線が聞きづらいという声が多かった。風雨の時に窓を開けて防災無線を聞くことは困難である。聞きづらいという現状を、まずしっかりと捉え対策をとる必要がある。

現在使っている個別受信機は1台3万から4万円と高く、これを広く普及することはできない。緊急メールも実施されたが、避難準備情報など極めて限られたものしか配信できず、今まで1回も発信していない。

今後、J・A・L・E・R・Tの実施を検討しているというが、これも広範な市民が利用することにはならないのではないかと。

防災ラジオは、誰でも聞くことができ、AM、FMも聞け、懐中電灯の役割も果たす。避難するとき携帯でき価格も安い。ぜひ検討すべき。

●**市長** 防災ラジオについては、受信試験を行った結果、適正な受信がされない箇所も確認されており、これまでも放送が聞きづらい地区では、防

災無線のスピーカーの向き調整や個別受信機への対応等の対策を行ってきた。しかし、台風などで雨戸を閉めたり、また、建物の気密性等を考えると、平常時間こえる地域でも聞きづらくなる可能性もある。

そこで、現行の防災行政無線のシステムだけに頼るのではなく、複数の情報提供システムで情報提供できないか調査、検討をしている。

そのひとつとして、情報を聞いていただきたい方は、市内に滞在する方が対象と考え、災害時に避難情報等が、市内にいる方の携帯端末に一斉配信できる緊急速報メールを、平成25年3月に携帯電話会社3社と契約し、配信を開始している。

しかし、配信可能な項目が限定されているため、さらなる対策を現在検討中である。

●**総務部長** 現在の防災行政無線で一斉放送している火災情報、または行

方不明者の情報等は、緊急速報メールでは対応できない状況にあるため、今年度、全国瞬時警報システム「J・A・L・E・R・T」の自動起動機等の整備予定に合わせて、登録制のメール配信による情報提供を現在検討している。

一つ一つ様々な手段を使い情報が伝達できるよう、さらに調査・研究をしていきたい。

(掲載以外の質問事項)

☆**ワープステーション江戸事業の今後について**

☆**空き家対策の一つのメニューとして空き家バンク制度の導入を求める**





## 学校給食費の値上げについて

古川 よし枝 議員

「日」について必ずしも歓迎しているとは言えない旨の発言があった。この意見は重く受取るべきである。

値上げの提案をするならば、「弁当の日」について、保護者の意見も聞き、今後の方向について再度検討すべきではないか。市補助を増やし値上げをしないことを求めるかどうか。

●古川議員 来年4月からの給食費への消費税増税の転嫁に反対をする。平成20年に、燃料・食材費の高騰で始業式・終業式の日、加えて月1回の弁当の日を設け、年17回給食を減らした。実質、値上げといえる。

しかも、「弁当の日」は、一遍の通知で実施され、保護者から何故「弁当の日」が食育なのか、十分に納得いかないという意見が多数ある。今回の給食センター運営協議会の中でも、PTA代表の方から、保護者は「弁当の

しみにしてきて、家族と作ったお弁当はとってもおいしいと喜んでいたり報告もある。

確かに勤めている保護者の方が、朝、お弁当を作るのは負担になるとは思うが、それ以上に子供との絆が深まり、とてもよい影響があると考えている。

●教育長 市の弁当の日は、食育の充実のために三つの狙いから始めた。一つは、家族と一緒に弁当を作ることによって、家族の絆を深める機会とする。二つ目が、食の大切さ、家族を含め作る方への感謝の気持ちを育てること。三つ目が、愛情のこもったお弁当を食べることで、食べ物を粗末にしない子供たちを育てることである。

●市長 学校給食は、合併以来、食材価格が値上がりした状況においても給食費を値上げすることなく、食材の選定や献立の工夫など可能な限り努力をしてきた。

月1回の弁当の日は学校現場では定着し、忘れてた児童生徒がいた場合には、学校側で、その都度いろいろ対応している。また、弁当の日を楽

しみにしてきて、家族と作ったお弁当はとってもおいしいと喜んでいたり報告もある。確かに勤めている保護者の方が、朝、お弁当を作るのは負担になるとは思うが、それ以上に子供との絆が深まり、とてもよい影響があると考えている。今後は、子供たちが、どのように感じているか、アンケートも実施したいと考えている。

しかし、平成26年4月1日から消費税が5%から8%になることが決定し、現状のままでは、成長期の子供たちに必要な栄養価が充足された安心安全な給食の提供が、極

めて困難な状況である。

市学校給食センター運営委員会では、消費税決定に伴う給食費の料金改定の審議が行われ、改定はやむを得ないとの答申をいただいた。

また、学校給食法第11条において、施設経費や人件費等は設置者が負担し、これ以外の経費は学校給食費として、保護者が負担すると規定されているので、理解をいただきたい。

☆生活保護制度について  
☆就学援助制度について  
(掲載以外の質問事項)



小学校の給食の様子

## 来年度の複式学級への対応について

小田川 浩 議員

●小田川議員 現在、東小学校と三島小学校では1クラスずつ複式学級がある。来年度、三島小学校では複式学級が解消されるが、東小学校は2年生と3年生、そして4年生と5年生が複式学級になり、現在の1クラスから2クラスに増えてしまう。

複式学級は1人の先生が2つの学年の授業を受け持つことになり、教育上支障がないか心配なところである。

来年度は市内の小中学校



を見ても複式学級があるのは東小学校だけである。本年度は1人の非常勤の先生を配置して複式学級の授業に対応しているが、来年度はどのような体制で行われていくのか。

東小学校は複式学級が2つに増えるため非常勤の先生が2人必要になると考えるが、その対応はどうするのか。

●**教育長** 市の複式学級の状況は、平成25年度は、東小学校と三島小学校に各1クラス。26年度は、東小学校で2クラスの複式学級が予定されている。

いずれの学校でも時間割の編成を工夫し、学級担任のほかにも、教務主任、教頭、T T（ティームティーチング）非常勤講師が授業を担当している。

これによって、国語、算数、理科、社会、また生活科については学年を振り分けて授業を行っている。

なお、体育、音楽、図工、

道徳、学級活動など合同で指導をしたほうが教育効果が期待できる教科については、合同で授業を行うなど工夫を凝らし効果を上げている。

また、T T非常勤講師は、24年度は6人であったが、25年度は小学校全校で10人雇用し、学力の向上、きめ細やかな学習の指導などにあたっている。来年度も継続していきたい。

東小学校では、複式学級ならではの少人数での指導、学び合い学習や異年齢集団での経験など、複式学級のよさを生かし学校生活の向上に取り組んでいる。

一方で、複式学級では、1人の教師が同時に複数学年の学習指導を行うため、非常に指導の難しさがあり、教材研究、授業準備などに2倍の労力が必要とするなど、さまざまな課題もある。

これまで教育環境の充実に向け、人口急増地域への対応とともに、人口減少地域での小規模校の

対応については、検討を重ねてきている。

複式学級が2学級以上となる小規模校においても、教育上支障とならない教育体制を検討したい。

（掲載以外の質問事項）

☆庁舎及び公共施設の無線LAN（wifi）化

☆犬等、ペットの散歩時におけるフン害について



### 会議録の公開について

本会議の会議録は、インターネットのホームページや市立図書館及び議会事務局でご覧いただけます。なお、最新の会議録の公開開始は、各定例会終了から概ね3カ月後となります。

## 討 論

### 第4回定例会

議案第76号 つくばみらい市下水道条例等の一部を改正する条例

※古川よし枝議員から反対討論がありました。

議案第79号 平成25年度つくばみらい市一般会計補正予算（第5号）

※川上文子議員から反対討論がありました。

※坂洋議員から賛成討論がありました。

## 議会TV放映中

議会開会中、伊奈庁舎及び谷和原庁舎のロビーに設置してあるテレビで、本会議の様子を生中継しています。どうぞ、ご視聴ください。

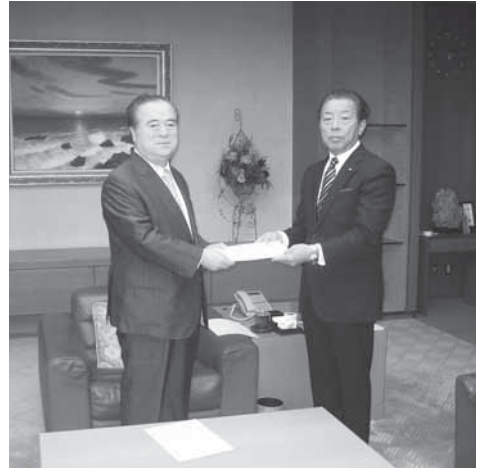




## つくばエクスプレス東京駅延伸に 関する意見書を茨城県知事に提出

平成 25 年第 3 回つくばみらい市議会定例会最終日の 9 月 19 日、つくばみらい市をはじめとした沿線地域の発展に寄与するため、都心直結線の整備と同時に、つくばエクスプレスの東京駅延伸の整備が進められるよう、国及び茨城県に強く要請する内容の「つくばエクスプレス東京駅延伸に関する意見書」が議員提案され、全会一致で可決しました。

地方自治法第 99 条の規定により、同意見書を国土交通大臣宛に提出するとともに、10 月 25 日、橋本昌茨城県知事へ中山議長が直接手渡しました。



橋本知事(左)に意見書を手渡す中山議長(右)

### 行政視察報告

#### 【長野県上田市】

視察日 平成 25 年 11 月 7 日から 8 日  
視察先・研修内容

長野県上田市 『議会運営と議会改革について』  
群馬県太田市 『メガソーラー事業について』



上田市議会委員会室での研修

議会運営については、定例会の開催状況、常任委員会等の構成や運営、また一般質問の流れや時間配分などの説明がありました。

議会改革については、『議会運営等における改革事項、会派要望調査』を実施し、その各事項を、会派代表者会や議会運営委員会等で検討を進めている。

さらに議会報告会を実施するなど、市民の意見

も議会運営に反映させるべき検討結果をまとめ、『議会機能強化特別委員会』で検討結果を議論し、『議会基本条例』の制定に向けた取り組みも同時に進め、時代に即した議会機能が発揮できるように議会改革を進めている旨の説明がありました。

現在、地方分権の名の下に、各自治体は自らの判断で、地域の実情に沿った行政運営が求められており、そこをチェックする立場の議会は、市民から理解される議会を目指すとともに、議員全体の資質向上に向けた取り組みが必要であり、それが議会改革の議論であります。

今回の研修結果を再度議論し、今後のつくばみらい市の議会改革に生かしていきたいと考えております。

#### 【群馬県太田市】



「おおた太陽光発電所」を視察

太田市では『太陽光発電推進のまち』と都市宣言をし、プロポーザル方式による業者選定、そしてリース契約により、市が直接事業を展開しています。この画期的な方式により、現在 3 号機まで設置が終了し、発電量、売電量の実績において、当初の予想を大きく上回る実績を挙げているとの説明がありました。

福島原発事故以来、自然エネルギーの重要性が叫ばれている今日、今回の研修を通し、環境にやさしい太陽光発電事業について、環境問題なども含め、より議論を深めて行くべきだと痛感いたしました。



# 小学生のみなさんが議会を見学!!

市立谷原小学校（大好校長）6年生のみなさんが、議会の一般質問を傍聴しました。

感想文をお寄せ頂きましたので、その一部をご紹介します。

なお、市議会では、21世紀を担う子供達に小中学生の時代から議会に興味を持っていただき、市民にとってより一層身近で親しみやすい議会を目指す取り組みを平成20年度より開始し、市内小中学校単位での本会議傍聴を促進しています。

## 市議会を見学して

谷原小学校6年1組 うつの ももか 宇津野 桃香 さん

私は、11月29日に市議会を見学しました。はじめにオリンピックの話をしていました。つくばみらい市のことをよく考えていてくれていました。ワープステーション江戸を有名にしてつくばみらい市をもっとよくしようとしていました。議会の進みが、クラスの学級活動の時間にやるのとぜんぜん進みがちがってすごいと思いました。朝、学校に立っている人もいてびっくりしました。提案者が発言したら、こたえる人は、ぱっとこたえを返せてすごいと思います。

私は、はじめて議会を見学しました。こんなに議会の人たちがつくばみらい市のことを考えていることをして、うれしかったです。次は国会議事堂に見学に行ってみたいです。



谷原小学校6年1組のみなさん



## ◆インターネット

### 録画中継配信中

つくばみらい市議会では、「市民に身近な、開かれた議会」を目指し、インターネットのホームページより録画中継の配信を行っています。この事業は、市の重要な課題は何かを多くの市民に知っていただき、情報の公開と共有を図ることを目的としています。なお、それぞれの映像の掲載期間は1年となります。編集にはフリーソフトを活用し、経費をかせずに作業を行っています。どうぞ、ご覧ください。

## 音声による議会だより

議会だより第8号から市のインターネットホームページ上で、音声による議会だよりを始めました。音声は、ボランティア団体である「朗読グループかたくり」の方々によるもので、活動は、「声の広報としてつくばみらい市の「広報つくばみらい」議会だより・社協だより」などの音声訳を行っており、社会福祉協議会を窓口にした不自由な方々を対象に、無料でカセットテープの貸し出しをしています。音声による議会だよりは、お借りしたテープをデジタル変換して作成しています。ぜひ、お聴きください。



## 会期日程のお知らせ

平成 26 年第 1 回定例会は、  
次のとおり開催される予定です。

| 月 日   | 曜日 | 会議    | 内 容                      |
|-------|----|-------|--------------------------|
| 3月3日  | 月  | 本 会 議 | 開会、議案の上程及び説明             |
| 3月5日  | 水  |       | 一般質問                     |
| 3月6日  | 木  |       | 一般質問、予算特別委員会の設置、議案の委員会付託 |
| 3月7日  | 金  | 常任委員会 | 総務常任委員会                  |
| 3月10日 | 月  |       | 教育民生常任委員会                |
| 3月11日 | 火  |       | 経済常任委員会                  |
| 3月13日 | 木  | 特別委員会 |                          |
| 3月17日 | 月  |       | 予算特別委員会                  |
| 3月18日 | 火  |       |                          |
| 3月24日 | 月  | 本 会 議 | 委員長報告、質疑、討論、採決、閉会        |

※日程等については変更になる場合があります。なお、会期日程は、議会運営委員会（通常は開会日の7日前に開催）で協議され、定例会初日の本会議で決定されますので、事前に議会事務局までお問い合わせ下さい。

**掲載写真  
募集!**

あなたの写真を議会  
だよりに掲載しません  
か？

詳しくは、  
議会事務局  
にお問い合わせ  
下さい。



## 市議会を 傍聴 しませんか!!

議会は、特別な場合を除き、だれでも傍聴することができます。

### ◎傍聴の手続き

傍聴は、先着順で受付票に住所、氏名、年齢をご記入していただくだけで、傍聴席（定員 50 人）に入場できます。なお、常任委員会等の傍聴席は、定員 5 人となっています。

### ◎傍聴場所

つくばみらい市の議会は、谷和原庁舎 3 階です。

### ◎第 4 回定例会

傍聴者数 69 人(内小学生 33 人)

## 編集後記

新年おめでとうございます。  
今年も初詣で賑わう板橋の不動院。それぞれが、ご家族の無病息災、受験合格、商売繁盛等様々な願いをこめて参拝。よい年となりますように！

市議会は11月に議会基本条例づくりに取り組む上田市議会、自治体メカソーラー太田市を視察しました。今議会だよりに掲載しておりますので是非ご覧ください。

今年議員の任期が後半にさしかかります。4月には市長選挙。市民の声が一層市政に反映されるよう力を尽します。そして、広報委員一同、議会の様子がよく伝わる議会だよりの編集に努めてまいります。皆様の意見お寄せください。

今年も宜しくお願いします。

(委員 古川 よし枝)

議会広報特別委員会  
委員長 染谷礼子  
委員 古川よし枝 中島五郎  
直井高宏 小田川浩  
鐘ヶ江礼生奈

## ◎ご意見ご感想をお寄せください◎

「議会だより」についてのご意見・ご感想をお寄せください。今後の本誌編集の参考にさせていただきます。また、議会についてのご意見等ありましたら併せてお聞かせください。

〒 300-2492 つくばみらい市加藤 237 番地 つくばみらい市役所 議会事務局まで

☎ 58-2111 FAX20-5760 Eメール gikai01@city.tsukubamirai.lg.jp